

# インフルエンザ予防接種 費用を助成します

## 子どもインフルエンザ予防接種

- 【対象者】 町内に住所を有する、生後6か月から年度末の年齢が18歳までのお子さん  
※平成16年4月2日から令和4年7月31日生まれまで(生後6か月到達後に対象となります。)
- 【接種期間】 令和4年10月1日(土)～令和5年1月31日(火)
- 【接種回数】 生後6か月以上13歳未満…2回(接種間隔2～4週間)  
13歳以上…1回
- 【助成額】 接種費用の全額
- 【接種場所】 町内医療機関

生後6か月から18歳



【ありが医院、加藤医院、花岡医院、山本内科医院、今庄診療所、河野診療所】  
※お子さんの療養上、やむを得ない事情があると認められる場合に限り、上記医療機関外で助成を受けられます。あらかじめ保健福祉課へご相談ください。

- 【助成方法】 ①町内医療機関へ予約してください。(任意で受ける予防接種のため、予診票の配布はありません。)  
②対象の方が既婚者の場合以外は、保護者の方が同伴してください。  
③予防接種当日は、下記のものをご持参ください。  
・母子健康手帳  
・健康保険証(氏名、生年月日等が確認できるもの)  
・記入済み子どもインフルエンザ予防接種予診票  
・記入済み「南越前町子どもインフルエンザ予防接種費用助成金(代理受領委任状)申請書兼請求書」  
・同意書(※13歳～15歳のお子さんで、保護者が同伴できない場合に必要です。)

新型コロナワクチンとインフルエンザワクチンの接種間隔の制限がなくなりました。新型コロナとの間隔を気にせずにインフルエンザワクチンを接種できます。

## 妊婦インフルエンザ予防接種

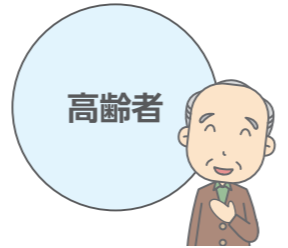
- 【対象者】 以下の両方に該当する妊婦  
※接種日において妊娠中の方が対象です。  
①接種日に、町内に住所を有する妊婦  
②接種日より前に、町に妊娠届出書を提出した方
- 【接種期間】 令和4年10月1日(土)～令和5年1月31日(火)
- 【助成額】 接種費用の全額 ※妊娠中に接種した費用が対象となります。
- 【接種回数】 1回
- 【助成方法】 ①県内または県外の医療機関でインフルエンザ予防接種を受け、一旦費用を支払います。  
②接種した医療機関で、領収書・診療明細書(インフルエンザ予防接種の費用が確認できるもの)・接種済証等を発行してもらってください。  
③「南越前町妊婦インフルエンザ予防接種費用助成金(償還払)申請書兼請求書」(個別通知に同封)に、領収書、接種済証又は接種が確認できる診療明細書の写し、振込口座の通帳の写しを添付し、保健福祉課に提出してください。  
④町で確認のうえ、指定の口座へ振り込みます。

妊婦



## 高齢者インフルエンザ予防接種

- 【対象者】 町内に住所を有する  
①昭和33年1月31日までに生まれた65歳以上の方(個人通知します。)  
②60歳～64歳の方で、心臓や腎臓、呼吸機能の障害またはヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能障害のため、障害者手帳1級の該当者または同程度の障害のある人(個人通知はしませんので、接種を希望する方は保健福祉課までお問い合わせください。)
- 【接種期間】 令和4年10月1日(土)～令和5年1月31日(火)
- 【接種回数】 1回 ※町の助成は1人1回です。
- 【接種場所】 県内の指定医療機関



高齢者

町内・越前市内においてはすべての医療機関で接種可能です。その他の指定医療機関については、町ホームページをご覧くださいか保健福祉課までお問い合わせください。  
※事前に希望する指定医療機関にご予約してください。  
※施設入所や入院等の理由により指定医療機関以外での接種を希望する方は、接種前に申請書を保健福祉課まで提出する必要があります。

- 【持ち物】 予診票兼接種券(水色)、健康保険証、負担金(2,000円)  
※予診票の質問事項を「記入のうえ、医療機関にご持参ください。」

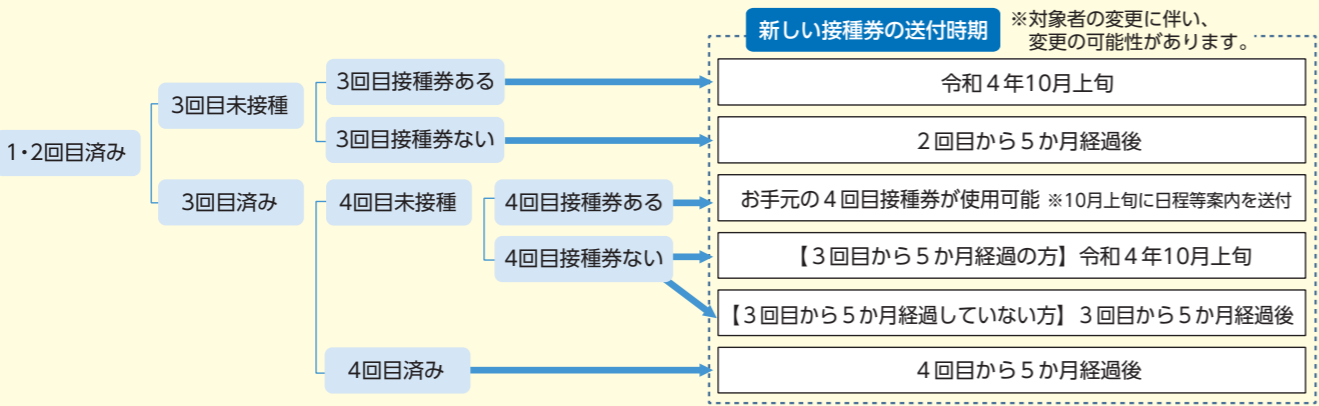
■問合せ 保健福祉課 ☎0778-47-8007

## 新型コロナワクチン 小児(5～11歳) 3回目接種が始まりました

令和4年9月6日より小児(5～11歳)の追加接種(3回目)がはじまりました。  
【対象者】 以下の①②の両方に該当する方  
①初回接種(1・2回目)を完了したお子さん ②2回目接種から5か月以上経過したお子さん  
【接種券】 2回目接種から5か月経過後に順次送付します。

## 新型コロナ オミكرون株対応ワクチンがはじまります

オミكرون株対応ワクチン接種が予防接種法に基づく予防接種に位置づけられました。  
【対象者】 以下の①②の両方に該当する方  
①初回接種(1・2回目)を完了した12歳以上の方 ※3回目・4回目が接種済の方も含まれます。  
②直近の新型コロナワクチン接種から5か月以上経過した方(今後、変更の可能性があります。)  
【接種券】 接種している回数や未使用の接種券の有無により、対応が異なります。  
未使用の4回目接種券がある方は、お届け済の接種券が使用可能です。  
その場合は、改めて新しい接種券はお送りしませんが、案内のみ送付します。  
紛失等で接種券がお手元ない場合は、47-3012 (コロナ専用)にお電話ください。



■問合せ 保健福祉課 ☎0778-47-8007 または  
新型コロナワクチン専用ダイヤル ☎0778-47-3012